

議案第 23 号

三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町国民健康保険条例（昭和35年2月三宅町条例第52号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5年 3月 2日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三宅町国民健康保険条例（昭和35年2月三宅町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

三宅町国民健康保険条例（昭和35年2月三宅町条例第52号）の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
（出産育児一時金） 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、同条の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。 2 略	（出産育児一時金） 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、同条の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。 2 略